

項目	金額	項目	金額
一、諸君會費	100.00	一、諸君會費	100.00
二、諸君會費	100.00	二、諸君會費	100.00
三、諸君會費	100.00	三、諸君會費	100.00
四、諸君會費	100.00	四、諸君會費	100.00
五、諸君會費	100.00	五、諸君會費	100.00
六、諸君會費	100.00	六、諸君會費	100.00
七、諸君會費	100.00	七、諸君會費	100.00
八、諸君會費	100.00	八、諸君會費	100.00
九、諸君會費	100.00	九、諸君會費	100.00
十、諸君會費	100.00	十、諸君會費	100.00

報

本會は去る十月十五日
京都染物同業組合事務所内に開き、上野
清江、田嶋、小倉、花崎、三氏の客を以て
長平、大平、長、左記の通り授けり

項目	金額	項目	金額
一、諸君會費	100.00	一、諸君會費	100.00
二、諸君會費	100.00	二、諸君會費	100.00
三、諸君會費	100.00	三、諸君會費	100.00
四、諸君會費	100.00	四、諸君會費	100.00
五、諸君會費	100.00	五、諸君會費	100.00
六、諸君會費	100.00	六、諸君會費	100.00
七、諸君會費	100.00	七、諸君會費	100.00
八、諸君會費	100.00	八、諸君會費	100.00
九、諸君會費	100.00	九、諸君會費	100.00
十、諸君會費	100.00	十、諸君會費	100.00

同 時間 大平
向は引續き同業者中合せ規約を制定し相互間に
於ける弊害を矯正する目的なり
京都染物同業組合手続規則
中合せ規約
第一條 京都染物同業組合手続規則は、本組合の
規約に準じ、大正六年十一月一日より此規約を實行
スルモノトス
第二條 同業者は協同一致し、常々意見交換を通
じ、徳義を重んじ、誠實に務め、不正行為を禁ず
第三條 同業者は、染工賃標準を設け、之を遵守ス
ハハ勿論追加訂正ノ場合ト雖モ之ヲ遵守シ違
背セザルモノトス
第四條 同業者は、染工賃標準を其ノ他同業者同
規約制定ノ必要アルトキハ總會ノ上ニテ議決
スルモノトス
第五條 本規約ニ係ル事務ヲ處理スルモノトス
者中ヨリ幹事一名、副幹事二名ヲ互選シ一ケ
年毎ニ交替スルモノトス
第六條 幹事副幹事ハ左ノ事務ヲ擔當ス
一、工賃實行ニ關スル諸般ノ事務ヲ處理スル
コト
一、同業者間ノ紛糾ヲ調停スルコト
一、違反行為ニ關スル調査ヲ爲シ處分案ヲ作
成シ總會ニ附議スルコト
第七條 同業者は、從價取引關係ナキ得先ヨリ
新々ニ注文ヲ受ケル時ハ前取引セル同業者ヘ
報告シ取引方法ヲ一定スヘシ
第八條 同業者ハ新注文ノ取引ヲ開始スル時
ハ幹事ヘ届出テ得意店帳ヘ登記ヲ求ムヘシ若
シ其手續ヲナサシテ紛糾ヲ生ズルモノトス
第九條 得意店帳ヲ得ルモノハ得先ヨリ
或ハ工賃不付ノモノハ不付ノモノトス
第十條 同業者ハ、從價取引關係ナキ得先ヨリ
新々ニ注文ヲ受ケル時ハ前取引セル同業者ヘ
報告シ取引方法ヲ一定スヘシ

第十條 此報告ヲ受ケル同業者ハ其解決ヲ告
グナハ期間ハ取引拒絶スヘシ
第十一條 同業者ハ同業者中ヨリ得先ヨリ取引
關係ノ係リ買掛金受ケルモノハ誠實ニ容辨
ナシ相互間ノ利益ヲ保護スルモノトス
第十二條 同業者ハ注文主ノ内約シ工賃標準ニ
違反スル行為ヲナシ又ハ他ノ同業者ニ惡影響
ヲ及ボス如キ不正ナル取引ヲナスヘカラス
第十三條 同業者ハ調査上必要ナル帳簿其
品ノ檢閲又ハ提出ヲ命ゼラレタルモノハ之ヲ
拒ムヘカラス
第十四條 違反行為ニ關スル總會ニハ其當事者
ハ列席スルヲ得タルモノトス調査上必要アル召喚ニ
ハ必ス應ズヘシ
第十五條 違反處分ニ對スル處罰金ハ拾圓以上
百圓以下トシ總會ニ於テ之ヲ定ム
第十六條 違約金ハ同業者ノ事業研究其他有利
ノ事業ニ充テラルモノトス
第十七條 違約處分ノ通告及處罰金取立ニ關ス
ル執行ハ幹事ニ任ス
第十八條 同業者ハ總會ノ決議シタル違約處分
ヲ不當ト認ムルトキハ京都染物同業組合組
長ヲ仲介人トシ再調査ヲ求ムルヲ得ルモノトス
第十九條 同業者ハ總會ノ決議シタル違約處分
ヲ不當ト認ムルトキハ京都染物同業組合組
長ヲ仲介人トシ再調査ヲ求ムルヲ得ルモノトス
第二十條 同業者ハ總會ノ決議シタル違約處分
ヲ不當ト認ムルトキハ京都染物同業組合組
長ヲ仲介人トシ再調査ヲ求ムルヲ得ルモノトス

以上ノ交渉をなしし時、是等時ハ收支は
ざる仕事をなすより、是等時ハ收支は
費を防ぐことニ決意し、是等時ハ收支は
把に就き平均代金一圓八十錢とす、然るに之に
要する染料代金等、是等時ハ收支は
品ノ經費に三十七圓八錢とす、是等時ハ收支は
て向は十圓内外の損益を來サズ、是等時ハ收支は
理からぬことなり
染料購入に對テノ注意 染料購入に對テノ注意
周知なる一、營業人ノ如キモノハ現出シ一時
需用者も随分ノ利を得るモノナリ、然るに染料
之を共に其價を、是等時ハ收支は
を施し、染料業者を苦しむモノハ、是等時ハ收支は
多きを加ふるモノハ、是等時ハ收支は
之を減減せしめん、是等時ハ收支は
檢査せられたるモノハ、是等時ハ收支は
の多數ある模様ナリ、是等時ハ收支は
に行ひ來りたる手段方法ヲ參考のため上申し置
けるが、若し組合員にして被罰せられたるモノハ
無名の端書にて、是等時ハ收支は
かるべく注意し置、是等時ハ收支は
の一二を、是等時ハ收支は

買上、此等時ハ收支は
の買上を以て之れが買取り方申込に
買取りの結果普通品と認め、是等時ハ收支は
て買取りの約束をなせし、是等時ハ收支は
と相違するときは、是等時ハ收支は
り而して其翌日、是等時ハ收支は
時に代金の請求をなしたる、是等時ハ收支は
の上にあらずば、是等時ハ收支は
の中を、是等時ハ收支は
時なるを以て、是等時ハ收支は
したり、是等時ハ收支は
三斤を、是等時ハ收支は
生じ、是等時ハ收支は
ため、是等時ハ收支は
成績に、是等時ハ收支は

一、向取、是等時ハ收支は
不審に堪へざる、是等時ハ收支は
を以て、是等時ハ收支は
より、是等時ハ收支は
拒絶せり
二、之れも、是等時ハ收支は
となし、是等時ハ收支は
之を、是等時ハ收支は
に、是等時ハ收支は
するに、是等時ハ收支は
だし、是等時ハ收支は
時を、是等時ハ收支は
る恐れ、是等時ハ收支は
に、是等時ハ收支は
其、是等時ハ收支は
事、是等時ハ收支は
押、是等時ハ收支は
於、是等時ハ收支は
を、是等時ハ收支は
を、是等時ハ收支は
の、是等時ハ收支は
止、是等時ハ收支は
現今、是等時ハ收支は
な、是等時ハ收支は
ら、是等時ハ收支は
同一、是等時ハ收支は
ある、是等時ハ收支は
如、是等時ハ收支は
下、是等時ハ收支は
に、是等時ハ收支は
今、是等時ハ收支は
經、是等時ハ收支は
な、是等時ハ收支は

こし、是等時ハ收支は
編、是等時ハ收支は
した、是等時ハ收支は
の、是等時ハ收支は
て、是等時ハ收支は
員、是等時ハ收支は
が、是等時ハ收支は
重、是等時ハ收支は
試、是等時ハ收支は
青、是等時ハ收支は
より、是等時ハ收支は
する、是等時ハ收支は

二、可、是等時ハ收支は
溶、是等時ハ收支は
て、是等時ハ收支は
應、是等時ハ收支は
三、染、是等時ハ收支は
は、是等時ハ收支は
ら、是等時ハ收支は
す、是等時ハ收支は
四、厚、是等時ハ收支は
を、是等時ハ收支は
み、是等時ハ收支は
マ、是等時ハ收支は
を、是等時ハ收支は
ど、是等時ハ收支は

模様糊置職工入用

希望者ハ當事務所へ申込ムヘシ

京都染物同業組合

試験所記事

青、是等時ハ收支は
より、是等時ハ收支は
する、是等時ハ收支は

四、厚、是等時ハ收支は
を、是等時ハ收支は
み、是等時ハ收支は
マ、是等時ハ收支は
を、是等時ハ收支は
ど、是等時ハ收支は

には藍液中に入る、前より三十乃至五十度の青性青液を添加したる適宜の粘度の糊を布の裏面へ引き渡すべし

五、青藍を染め終るために始めに青藍より一層厚なる染料を以て染め下染をなし藍液を以て上糊を行ふ方法が實行せらるる此の目的に向つては「チオゲン」屬染料杯が最も適切な染料なり

六、青藍を以て染色後蒸氣にて蒸すときは色相を味を増す併し其赤味は水洗に堪へず

七、光澤を消したる色相を得んとせば可染物を水二百分に就き澱粉二乃至三分を加へたる熱液中を染色通過せしむべし

八、染色前「ト」油及びアルミナ酸曹達を以

て處理するときには鹽素に對する青藍染色の強さを著しく増すものなり

染色物がインローを以て染められあるや否やを檢せんとするときには濃厚硝酸を滴下すべし可染物インローのみにて染められある場合には綠味ある商標を持ちたる黃色の點を裏はすなり若し他の染料が存在するときは其點は褐色を呈すべし他の確なる試験法は可染物染料を陶製の皿に入れて熱すべしインローが現存するときは青藍色の煙を發す水酸酸「フエノール」の混合液溶液中に染色物を入るときは現存するインローの全部が定量され得る如く正確に脱去せらるゝなり

井筒印洗曹達

- 井筒印 洗曹達ハ 他ノ不純物ナシ
- 井筒印 洗曹達ハ 他品ヨリ目方多シ
- 井筒印 洗曹達ハ 夏季ニテモ解ケル事ナシ
- 井筒印 洗曹達ハ 以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
- 井筒印 洗曹達ハ 市内到ル所ノ染料店藥店及荒物店ニアリ若無之節ハ製造場へ御注文被下候
- 井筒印 洗曹達ノ製造場ハ



三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

石炭需用家各位

拜啓各位倍々御隆昌ノ由慶賀仕候陳者從來我カ組合ニ於テハ定款ノ規定ニ基キ各組合員カ石炭積送リノ際夫々所定ノ荷量ニ於テ時々斤量検査致居リ殊ニ各組合員モ専ラ營業ノ正確ト取扱リ候旨ト旨トテ從事罷在リ候得ハ相互ノ取引上些ノ遺憾ダニナキハ有候得共最近炭價騰貴ノ折柄其筋ヨリ通達ノ次第モ有之一層斤量ニ注意ヲ致サスヘク候得共今後各位ニ於テモ石炭御受取ノ御檢斤ノ上送り狀ノ數量ト對照シテ御受領相願度此段貴意ヲ得申候也

大正六年十一月

京都石炭コークス商同業組合

内地製 眞正メタニールエロー

(酸性黄色染料)

- 本品の特色
- 色澤鮮麗にして水洗及日光には絶対に褪色せず
- 非常に丈夫にして他の染料に配合して些の欠点ナシ
- 故に獨逸馬獅子會社製品に必適して少しも遜色ナシとの定評あり
- 見本御入用の節は御一報次第送附可申上候間是非一度比較御試用希上候
- 現今類似代用品荷出す御注意

製造販賣所 武田化學研究所

京都洛西梅津

© Kyozonekai

© Kyozonekai